

阿賀野市教育委員会告示第12号

阿賀野市笹神地区小学校統合検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年7月22日

阿賀野市教育委員会

教育長 小 泉 明 美

阿賀野市笹神地区小学校統合検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 阿賀野市笹神地区の笹岡小学校と神山小学校(以下「笹神地区小学校」という。)の統合の可否等について検討するため、阿賀野市笹神地区小学校統合検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 笹神地区小学校の統合に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

- (1) 笹神地区小学校の各校PTA役員。この場合において、各校の会長1名、副会長1名を必ず含むものとする。
- (2) 笹神地区小学校の各校長
- (3) 笹神地区小学校の学校の運営に関わっている地域住民
- (4) その他教育長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を統括し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長と協議して教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月22日から施行する。